

神奈川県・神奈川労働局等より雇用協力要請

神奈川県知事および神奈川労働局長から、神奈川県商工会議所連合会を通して「新型コロナウイルス感染症の影響下における雇用機会の確保等について」、また神奈川県教育委員会教育長および神奈川県福祉子どもみらい局長から「県内中学校・高等学校・特別支援学校新規卒業者の雇用について」の要請がありました。会員企業の皆様におかれましては、趣旨ご理解いただきご協力をお願い申し上げます。（一部抜粋による掲載）

●新型コロナウイルス感染症の影響下における雇用機会の確保等について

◎新型コロナウイルス感染症の影響下における雇用維持について

新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、本県の労働市場においても求人の減少が続いており、本年4月の有効求人倍率は0.76倍と、昨年5月より12か月連続で1倍を下回っている状況です。ワクチンの接種が始まりましたが、感染の終息が見通せない状況が続いており、今後雇用情勢の回復の遅れが見込まれ、業種によってはさらに悪化することが強く懸念されます。

大変に厳しい状況ではありますが、事業主の皆様にはポストコロナ時代に向けた事業の継続と人材の確保のためにも、雇用調整助成金などの国・県の支援を積極的にご活用いただき、従業員の雇用を最大限維持していただきますよう、心からお願いいたします。

◎新規学卒者について

県内の新規高等学校卒業者の就職内定率は、令和3年3月末時点で98.4%（前年同期比0.9ポイント低下）、求人数は12,022人（前年同期比22.3%減）となり、10年ぶりに減少に転じました。また、令和3年3月大学等卒業者については、就職率96.0%（前年同期比2.0ポイント低下）となりました。

企業の将来を担う有為な人材を確保し、県内の産業と雇用を守ることがこの難局を越えるために極めて重要なことであり、事業主の皆様には中長期的な観点から、新規学卒者の採用をお願いします。

◎就職氷河期世代の支援について

就職氷河期次世の方の中には不安定な就労や無業の状態にあるなど、現在の生活が厳しいだけでなく、老後の生活不安が懸念される方も少なくなく、正規雇用など本人が希望する就労に向けた支援が必要です。

今年度は氷河期世代の方への支援を目的として、昨年度に設置した「かながわ就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」を中心に、国・県・産業界等が一体となって取組を進めていきたいと考えていますので、最大限の支援をお願いします。

◎若年層について

令和2年の国の労働力調査によると、非正規雇用に就いている若年者（25～34歳）は「正規職員・従業員の仕事がないから」という理由による者の割合が、他の年代に比べて高い状況にあります。

将来を担う若年者が安心して働き続けることができるよう「ユースエール認定企業」制度の活用などによる正社員としての雇用機会の確保とあわせて、キャリアアップ助成金の活用などにより、不本意なまま非正規雇用で働き続けている若年者の正社員転換・待遇改善について、より一層の取組をお願いします。

◎障がい者について

令和2年の「障がい者雇用状況の集計結果」によると、県内民間企業の障がい者雇用は着実に進んでいますが、実雇用率は2.13%と法定雇用率（令和3年3月に2.2%から2.3%に引き上げ）には依然として達しておらず、特に中小企業における取組が進んでいません。さらに今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、障がい者についても就職件数が減少する一方で解雇者数が増加するなど雇用環境の厳しさが増している状況にあります。

事業主の皆様には、法定雇用率の達成に向けてご尽力いただくとともに、障がい者の雇用機会の確保や離職防止・職場定着に向けた適切な配慮について引き続きご協力をお願いします。県としても企業のニーズに合わせた出前講座や社会保険労務士による労務管理などについての専門的な出張相談など、企業へのきめ細かい支援を行っています。また、障がい者の就労の場の拡大に向け、企業による特例子会社等の設立経費を補助する事業を実施していますので、ご活用くださるようお願いいたします。

◎女性について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている非正規雇用労働者の中でも特に女性が厳しい状況に置かれています。令和2年度の県労働力調査によると男性の22.8%に対し、女性は54.5%と非正規雇用の割合が高く、女性労働者に大きな影響があったと考えられます。

事業主の皆さまには、正社員としての雇用機会の確保、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善とともに、不妊治療や出産・育児・介護などをしながらも仕事との両立ができるよう、女性が働きやすい職場環境につきまして、より一層の取組をお願いします。

◎高齢者について

令和2年の高齢社会白書によると、令和元年度の労働力人口は6,886万人、うち65歳以上の割合は13.2%と上昇し続けています。また仕事をしている60歳以上の多くが、「働けるうちはいつまでも働きたい」と回答しており、高齢期にも高い就業意欲を持っており年齢にかかわらず生涯現役で活躍し続けられる雇用・就業環境を整えていくことが必要不可欠となっています。

こうした中、高年齢者雇用安定法が改定され、令和3年4月1日より70歳までの就業機会の確保（努力義務）が必要となりましたので、事業主の皆さまには、働く意欲のある高齢者の多様な働き方に対応できる就業機会の提供について、より一層の取組をお願いします。

◎就職に困難を抱える者等

母子世帯の8割は就業しているものの、非正規雇用労働者が多く平均年間就労収入は200万円で経済的基盤の弱さが子どもの貧困にもつながっていると考えられます。

また、中途退学者、ニートやひきこもり、LGBT、刑務所出所者、外国人労働者など就職に際して困難を抱える者が少なくないことも課題になっています。事業主の皆さまには働きやすい職場環境の整備、雇用機会の確保やキャリアアップなどについて、一層のご配慮をお願いします。

◎新しい生活様式を踏まえた働き方改革について

労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進できる措置を講ずる「働き方改革関連法」が平成31年4月から順次施行され、令和3年4月からは同一労働同一賃金の導入が中小企業にも適用されました。

そのような中で、新しい生活様式に対応した働き方であるテレワークの一層の推進を図る

ため、今年度についても県労働局では県内中小企業へのテレワーク導入経費等の補助・助成を実施していきます。その他「かながわサポートケア企業認証制度」の活用など総労働時間の短縮やワーク・ライフバランスを実現できる職場環境の改善にも、よりご尽力いただくとともにハラスメントのない働きやすい環境づくりをお願いします。

●県内中学校・高等学校・特別支援学校新規卒業者の雇用について

中学校・高等学校・特別支援学校におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、感染リスクの高い活動を可能な限り避けたうえで、学びを継続することとしておりますが、自己実現を目指す生徒、保護者の不安は計り知れないものがあります。

これまでも若年者の求人に関しましては、格別のご理解とご協力をいただいているところではございますが、志願者の就職の機会を確保し、一人ひとりが安心して就職試験に臨めるよう、引き続き採用枠の維持・拡大及び未就職卒業者の採用につきまして、特段のお力添えをお願いするとともに、このような事態の緊急性を踏まえ会社見学の時期や面接における質問内容等についてもご配慮くださるようお願いいたします。

以上